

## 議題：第26号

### 甲府市総合市民会館条例施行規則の一部改正について（原案）

#### 1 改正理由

消費税法及び地方税法の一部改正により、令和元年10月1日から消費税率（地方消費税を含む）が10%に引き上げられることに伴い、甲府市総合市民会館に係る利用料について、消費税の円滑かつ適正な転嫁を行うこととし、「甲府市総合市民会館条例」の一部を改正することとしたところであり、あわせて同条例施行規則の一部を改正する。

なお、何年も利用されず今後も使用見込がない設備器具は、品目から削除するとともに、現状に合った品名に変更する。

#### 2 改正内容

別紙新旧対照表のとおり。

#### 3 施行日

令和元年10月1日

#### 4 提案時期

令和元年9月臨時教育委員会

## 議題：第26号

### ○甲府市総合市民会館条例施行規則の一部を改正する規則

甲府市総合市民会館条例施行規則（平成2年9月教委規則第11号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第7条関係）

#### 設備器具利用料金

分類	品名	単位	利用料金	
舞台設備	音響反射板	1式	8,240円	
	所作台（鳥屋囲を含む。）	1式	12,100円	
	平台	1台	100円	
	山台	1台	220円	
	めくり台	1台	100円	
	演台（花台を含む。）	1式	1,200円	
	司会者台	1台	540円	
	指揮者台	1台	100円	
	指揮者譜面台	1個	100円	
	譜面台	1個	100円	
	屏風	1双	2,420円	
	松羽目	1式	2,420円	
	緋毛せん	1枚	320円	
	舞踏用シート	1式	7,140円	
	地ガスリ	1枚	3,300円	
	紗幕	1枚	3,300円	
	高座用座布団	1枚	320円	
照明設備	調光機設備	1式	3,300円	
	反射板ライト	1列	980円	
	ボーダーライト	1列	980円	
	フットライト	1式	1,200円	
	アッパーホリゾンライト	1式	2,200円	
	ロアーホリゾンライト	1式	2,200円	
	サスペンションライト	1列	2,960円	
	トーマンタルライト	1台	220円	
	フロントサイドライト	1列	660円	
	シーリングライト	1式	4,400円	
	ピンスポットライト	1台	2,200円	
	可動スポットライト	1.5キロワット	1台	320円
		1キロワット	1台	220円
		0.5キロワット	1台	100円
ストリップライト	1台	220円		
効果用照明器具	1台	1,320円		

## 議題：第26号

音響設備	拡声基本設備		1式	3,300円
	コンデンサーマイクロホン		1本	540円
	ダイナミックマイクロホン		1本	320円
	ワイヤレスマイクロホン		1本	1,760円
	三点吊マイク装置		1式	2,420円
	効果用スピーカー		1台	540円
	ステレオオーディオレコーダー（CD/S D/USB）		1台	1,760円
	CD/MD デッキ		1台	1,760円
	カセットテープデッキ		1台	1,760円
	効果用音響器具		1台	1,200円
ダイレクトボックス		1台	320円	
映写設備	映写機（16ミリメートル）		1式	5,940円
	移動式映写機（16ミリメートル）		1台	1,760円
	液晶プロジェクター		1台	1,760円
	DVDプレーヤー		1式	1,760円
	映写スクリーン		1式	1,200円
	移動用スクリーン		1式	540円
楽器	フルコンサートピアノ（外国製）		1台	12,100円
	フルコンサートピアノ（日本製）		1台	4,840円
	セミコンサートピアノ（日本製）		1台	2,420円
	アップライトピアノ		1台	1,200円
	大太鼓		1式	1,100円
その他	持込器具使用電源	1キロワット未満	1口	100円
		1キロワット以上2キロワット未満	1口	220円
		2キロワット以上で1キロワット増すごとに	1口	320円
	電動椅子		1式	6,600円
	仮設舞台		1式	11,000円

### 附 則

- この規則は、令和元年10月1日から施行する。
- この規則の規定による改正後の別表の規定は、施行日以後に行う利用の許可に係る利用料金について適用し、施行日前に行った利用の許可に係る利用料については、なお従前の例による。

議題：第 26 号

甲府市総合市民会館条例施行規則（平成 2 年教育委員会規則第 1 1 号）新旧対照表

改正後（案）				現行			
別表（第 7 条関係） 設備器具利用料金				別表（第 7 条関係） 設備器具利用料金			
分類	品名	単位	利用料金	分類	品名	単位	利用料金
舞台 設備	音響反射板	1 式	<u>8,240</u> 円	舞台	音響反射板	1 式	<u>8,090</u> 円
	所作台（鳥屋囲を含む。）	1 式	<u>12,100</u> 円	設備	所作台（鳥屋囲を含む。）	1 式	<u>11,880</u> 円
	平台	1 台	100円		平台	1 台	100円
	山台	1 台	<u>220</u> 円		山台	1 台	<u>210</u> 円
	めくり台	1 台	100円		めくり台	1 台	100円
	演台（花台を含む。）	1 式	<u>1,200</u> 円		演台（花台を含む。）	1 式	<u>1,180</u> 円
	司会者台	1 台	<u>540</u> 円		司会者台	1 台	<u>530</u> 円
	指揮者台	1 台	100円		指揮者台	1 台	100円
	指揮者譜面台	1 個	100円		指揮者譜面台	1 個	100円
	譜面台	1 個	100円		譜面台	1 個	100円
	屏風	1 双	<u>2,420</u> 円		屏風	1 双	<u>2,370</u> 円
	松羽目	1 式	<u>2,420</u> 円		松羽目	1 式	<u>2,370</u> 円
	緋毛せん	1 枚	<u>320</u> 円		緋毛せん	1 枚	<u>310</u> 円
	舞踏用シート	1 式	<u>7,140</u> 円		舞踏用シート	1 式	<u>7,010</u> 円
	地ガスリ	1 枚	<u>3,300</u> 円		地ガスリ	1 枚	<u>3,240</u> 円
	紗幕	1 枚	<u>3,300</u> 円		紗幕	1 枚	<u>3,240</u> 円

議題：第 26 号

照明 設備	高座用座布団	1 枚	<u>3 2 0</u> 円	
	調光機設備	1 式	<u>3, 3 0 0</u> 円	
	反射板ライト	1 列	<u>9 8 0</u> 円	
	ボーダーライト	1 列	<u>9 8 0</u> 円	
	フットライト	1 式	<u>1, 2 0 0</u> 円	
	アッパーホリゾントライト	1 式	<u>2, 2 0 0</u> 円	
	ローアホリゾントライト	1 式	<u>2, 2 0 0</u> 円	
	サスペンションライト	1 列	<u>2, 9 6 0</u> 円	
	トーマンタルライト	1 台	<u>2 2 0</u> 円	
	フロントサイドライト	1 列	<u>6 6 0</u> 円	
	シーリングライト	1 式	<u>4, 4 0 0</u> 円	
	ピンスポットライト	1 台	<u>2, 2 0 0</u> 円	
	可動スポットライ ト	1.5キロワット	1 台	<u>3 2 0</u> 円
		1キロワット	1 台	<u>2 2 0</u> 円
		0.5キロワット	1 台	1 0 0円
ストリップライト	1 台	<u>2 2 0</u> 円		
効果用照明器具	1 台	<u>1, 3 2 0</u> 円		
音響 設備	拡声基本設備	1 式	<u>3, 3 0 0</u> 円	
	コンデンサーマイクロホン	1 本	<u>5 4 0</u> 円	
	ダイナミックマイクロホン	1 本	<u>3 2 0</u> 円	
	ワイヤレスマイクロホン	1 本	<u>1, 7 6 0</u> 円	

照明 設備	高座用座布団	1 枚	<u>3 1 0</u> 円	
	調光機設備	1 式	<u>3, 2 4 0</u> 円	
	反射板ライト	1 列	<u>9 6 0</u> 円	
	ボーダーライト	1 列	<u>9 6 0</u> 円	
	フットライト	1 式	<u>1, 1 8 0</u> 円	
	アッパーホリゾントライト	1 式	<u>2, 1 6 0</u> 円	
	ローアホリゾントライト	1 式	<u>2, 1 6 0</u> 円	
	サスペンションライト	1 列	<u>2, 9 1 0</u> 円	
	トーマンタルライト	1 台	<u>2 1 0</u> 円	
	フロントサイドライト	1 列	<u>6 4 0</u> 円	
	シーリングライト	1 式	<u>4, 3 2 0</u> 円	
	ピンスポットライト	1 台	<u>2, 1 6 0</u> 円	
	可動スポットライ ト	1.5キロワット	1 台	<u>3 1 0</u> 円
		1キロワット	1 台	<u>2 1 0</u> 円
		0.5キロワット	1 台	1 0 0円
ストリップライト	1 台	<u>2 1 0</u> 円		
効果用照明器具	1 台	<u>1, 2 9 0</u> 円		
音響 設備	拡声基本設備	1 式	<u>3, 2 4 0</u> 円	
	コンデンサーマイクロホン	1 本	<u>5 3 0</u> 円	
	ダイナミックマイクロホン	1 本	<u>3 1 0</u> 円	
	ワイヤレスマイクロホン	1 本	<u>1, 7 2 0</u> 円	
	エレベーターマイクロホン	1 式	<u>1, 1 8 0</u> 円	

議題：第 26 号

	三点吊マイク装置	1 式	2,420 円
	効果用スピーカー	1 台	540 円
	ステレオオーディオレコーダー (CD/S D/USB)	1 台	1,760 円
	CD/MD デッキ	1 台	1,760 円
	カセットテープデッキ	1 台	1,760 円
	効果用音響器具	1 台	1,200 円
	ダイレクトボックス	1 台	320 円
映写 設備	映写機 (16 ミリメートル)	1 式	5,940 円
	移動式映写機 (16 ミリメートル)	1 台	1,760 円
	液晶プロジェクター	1 台	1,760 円
	DVDプレーヤー	1 式	1,760 円
	映写スクリーン	1 式	1,200 円
	移動用スクリーン	1 式	540 円
楽器	フルコンサートピアノ (外国製)	1 台	12,100 円
	フルコンサートピアノ (日本製)	1 台	4,840 円
	セミコンサートピアノ (日本製)	1 台	2,420 円
	アップライトピアノ	1 台	1,200 円

	三点吊マイク装置	1 式	2,370 円
	効果用スピーカー	1 台	530 円
	レコードプレーヤー	1 台	1,720 円
	コンパクトディスクプレーヤー	1 台	1,720 円
	デジタルオーディオテープデッキ	1 台	1,720 円
	カセットテープデッキ	1 台	1,720 円
	オープンテープデッキ	1 台	1,720 円
	効果用音響器具	1 台	1,180 円
	ダイレクトボックス	1 台	310 円
映写 設備	映写機 (16 ミリメートル)	1 式	5,830 円
	移動式映写機 (16 ミリメートル)	1 台	1,720 円
	液晶プロジェクター	1 台	1,720 円
	スライド	1 台	1,390 円
	ビデオデッキ	1 台	1,180 円
	DVDプレーヤー	1 式	1,720 円
	映写スクリーン	1 式	1,180 円
	移動用スクリーン	1 式	530 円
楽器	フルコンサートピアノ (外国製)	1 台	11,880 円
	フルコンサートピアノ (日本製)	1 台	4,750 円
	セミコンサートピアノ (日本製)	1 台	2,370 円
	アップライトピアノ	1 台	1,180 円

議題：第 26 号

	大太鼓		1 式	<u>1,100</u> 円
その他	持込器具使用 電源	1 キロワット未満	1 口	100円
		1 キロワット以上2キロワット未満	1 口	<u>220</u> 円
		2 キロワット以上で1キロワット増すごとに	1 口	<u>320</u> 円
	電動椅子		1 式	<u>6,600</u> 円
	仮設舞台		1 式	<u>11,000</u> 円

附 則

- 1 この規則は、令和元年10月1日から施行する。
- 2 この規則の規定による改正後の別表の規定は、施行日以後に行う利用の許可に係る利用料金について適用し、施行日以前に行った利用の許可に係る利用料金については、なお従前の例による。

	大太鼓		1 式	<u>1,080</u> 円
その他	持込器具使用 電源	1 キロワット未満	1 口	100円
		1 キロワット以上2キロワット未満	1 口	<u>210</u> 円
		2 キロワット以上で1キロワット増すごとに	1 口	<u>310</u> 円
	電動椅子		1 式	<u>6,480</u> 円
	仮設舞台		1 式	<u>10,800</u> 円